

政治の仕組み

日本の政治は、法律を定める国会、法律で定められたことを実施する内閣、法に従って争いを解決する裁判所が中心になっておこなわれている。

国会、内閣、裁判所は、国の権力をそれぞれ3分の1ずつ担当している。そして、どこか1か所の力が大きくなりすぎないように、おたがいにおさえ合う関係にある。ジャンケンのグー、チョキ、パーのような関係だ。

それでは、手を開いて話し合う場である国会（パー）、握りしめたこぶしのように力強く政策を実行する内閣（グー）、するどいハサミのように判決を下す裁判所（チョキ）の仕事の内容を理解していこう。

この章のポイント！

「政治の仕組み」のキーワード

- ① 国会（立法）と衆議院の優越
- ② 内閣（行政）と議院内閣制
- ③ 裁判所（司法）と三審制

理解を深めるエッセンス★☆

日本の政治は、法律を定める「国会」、法律で定められたことを実施する「内閣」、法に従って争いを解決する「裁判所」を中心におこなわれている。

テーマ 26 国会

国会とは

国の政治の仕組みの中心は、**国会、内閣、裁判所**で成り立っている。**国会**は、簡単に言うと、話し合いをして法律を決めるところだ。

国会は、法律をつくるところで、主権者である国民が直接選んだ国**会議員**によって構成されるから、**國權の最高機關**として、国の政治の中心となっている。また、国会は法律を制定できるただひとつの機関で、これを**唯一の立法機關**という言い方をするよ。だから、国会議員の仕事は、国民にとって必要な法律をつくることだ。そうすることで、国民の生活をより良いものにしていく責任がある。

僕らは主権者として、国会でどのような議論がされているか、選ばれた国会議員がどのような活動をしているかを注目していく必要があるんだ。

国会には、**衆議院**と**参議院**があって、これを**二院制**（両院制）と言うよ。衆議院と参議院は議員の人数や任期、被選挙権などがそれぞれ異なっている。被選挙権というのは立候補したことだったね。**衆議院の被選挙権**は**25歳以上**だけど、**参議院は30歳以上**だ。「参（サン）議院は『30歳』」と覚えておこう。

衆議院と参議院は、あえて別の制度にすることで、性格に違いを持たせ、どちらかの行きすぎをおさえ、より慎重な議論ができるようにしているよ。

衆議院と参議院の比較

	衆議院	参議院
議員定数	465人	245人
任期	4年（解散がある）	6年（3年ごとに半数を改選）
選挙権	18歳以上	18歳以上
被選挙権	25歳以上	30歳以上
選挙区	小選挙区：289人 比例代表：176人	選挙区：147人 比例代表：98人

少くなくとも、国会議員の特権

国民を代表するという重要な務めを果たすため、国会議員は自由に活動できる必要があると考えられています。国会議員には、国会が開かれている間は原則として逮捕されず（不逮捕特権）、国会でおこなった演説や賛成・反対意見を表すことなどについて法的な責任を問われないこと（免責特権）が保障されています。

国会の議決と衆議院の優越

国会の議決の基本は多数決だ。「議決」とは、会議をとおして何かを決めることだったね。衆議院と参議院の両方の議決が一致したときに、国会の議決が成立するんだ。もちろん、両院の議決が異なるときもある。そんなときは、両院が話し合って決める、両院協議会がおこなわれることもあるよ。

ただ、両院がたがいに反対の議決ばかりをしていると、いつまでたっても決まらない。だから、いくつかの重要なことは、衆議院の議決を優先させることになっている。これを衆議院の優越^{ゆうえき}というよ。

衆議院の議決が優先されるのは、衆議院のほうが任期が短く解散もあるため、最近の国民の意見がより反映されていると考えられるからだ。解散とは、4年の任期を待たずに、議員全員の資格を失わせることだ。

衆議院議員は「代議士」とも呼ばれている。国民の代表が議論するからだ。参議院は、もと大日本帝国憲法下の貴族院だ。参議院は良くも悪くも、国民の最近の意見が反映されやすい衆議院を、長期的な視点で監督する「良識の府」と呼ばれているよ。

衆議院の優越

事項	内容	結果
予算の先議	予算は衆議院が先に審議する	
・予算の議決 ・条約の承認 ・内閣総理大臣の指名	参議院が、衆議院と異なった議決をした場合 →両院協議会でも意見が一致しないとき 参議院が、衆議院の可決した議案を受け取った後30日以内（内閣総理大臣の指名については衆議院の議決の後10日以内）に議決しないとき	衆議院の議決が国会の議決となる
法律案の議決	参議院が、衆議院と異なった議決をするか、衆議院の可決した法律案を受け取った後60日以内に議決しない場合 →衆議院が出席議員の $\frac{2}{3}$ 以上の多数で再可決したとき	法律となる
内閣不信任の決議	内閣不信任の決議は衆議院のみでおこなうことができる	

国会の種類

国会には3種類ある。まずは基本となる常会（通常国会）。毎年1回、1月に召集される。その年の4月から1年間の予算を決めるのがいちばんの目的だ。ほかには、必要に応じて開かれる臨時会（臨時国会）と、衆議院の解散、総選挙のあとに開かれる特別会（特別国会）があるよ。



臨時国会に特別国会……。

うーん、なんだかまぎらわしいですね。

そうだね。臨時国会は名前のとおり、「臨時」に開かれる。急いで法案を審議する必要が出てきたり、予算を追加する必要が出てきたりしたときに、議員の要求によって開かれる。特別国会は「特別」なときに開かれる。特別なときって？ それは衆議院総選挙がおこなわれたときだ。選挙がおこなわれてから30日以内に特別国会が開かれるんだ。特別国会では総理大臣が選び直されるよ。

国会の会期

種類	召集	日数
常会(通常国会)	毎年1回、1月中に召集される	150日間
臨時会(臨時国会)	内閣が必要と認めたとき、または、いずれかの議院の総議員の $\frac{1}{4}$ 以上の要求があった場合に召集される	両院の議決の一致による
特別会(特別国会)	衆議院解散後の総選挙の日から30日以内に召集される	
参議院の緊急集会	衆議院の解散中、緊急の必要があるとき、内閣の求めによつて開かれる	不定

※通常国会は1回、臨時国会と特別国会は2回まで、会期を延長できる

ところで国会の会議は原則として公開されている。国民は国会を見学したり、そこでの会議を聞くことができる。中学生だけでも傍聴に行くことができるんだよ。もちろん入場料もからない。傍聴に行くだけでなく、議事録という会議の記録を読んだり、インターネットやテレビで審議の様子を見たりすることもできる。審議というのは、ある物事について調査・検討して、賛成か反対か、採用か不採用かなどを決めることだ。

整理しよう!



毎年開かれるのが「常会（通常国会）」。

議員の要求で開かれるのが「臨時会（臨時国会）」。

選挙のあとに開かれるのが「特別会（特別国会）」だよ。

国会の1年の動き（参議院HPより作成）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
常会												臨時会
主な動き	召集。会期は150日間	総予算の審議（衆・参）	法律案・条約等の審議	会期中に100件以上の法律案が審議される年もある	閉会	6月			召集	必要に応じて臨時会が召集	決算の国会提出	11月

※政治情勢により、都度スケジュールは変わる

法律の制定（国会の重要な仕事①）

国会は、いろいろ重要な仕事をしているけど、その第一は法律の制定（立法）だ。法律は、国会だけが制定できる決まりになっていたね。

法律には、財産や家族などにかかる決まりである民法や、犯罪とそれに対する刑罰を定めた刑法などがあるよ。

衆議院か参議院のどちらかに提出された法律案は、通常、数十人の国會議員からなる委員会で審査されたあと、議員全員で構成される本会議で議決され、もう一方の議院に送られる。衆議院で可決したあと、参議院で否決された法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数によって、再び可決されると、法律になる。

会議で提出された案が賛成されて認められることを「可決」、その逆に反対されて認められないことを「否決」というよ。

日本国憲法による国会の主な仕事

- 法律の制定（立法） 第41条、第59条
- 予算の審議・議決 第60条
- 条約の承認 第61条
- 国政調査権 第62条
- 弹劾裁判所の設置 第64条
- 内閣総理大臣の指名 第6条①、第67条
- 憲法改正の発議 第96条

予算の審議・議決（国会の重要な仕事②）

国会の重要な仕事の第二は、国の予算の審議・議決だ。

国や地方公共団体は、人びとが納める税金などの収入から、それぞれの仕事をおこなうために支出する。国や地方公共団体は、どの程度の収入があって、そのお金は何にどれくらい使うかを決める。これを予算という。

この予算を決めるのは、国の方向性を決める大事なことなんだよ。教育にかける費用、高齢者などの福祉のための費用、また防衛費などにどれくらい使うかを決めてることで、人びとの生活が変わってくるからね。

さて、そんな予算の審議・議決の流れは、次のようになる。

まず、内閣が予算案を作成して、衆議院に提出する。予算委員会で審議されて、衆議院本会議で可決。同じ手続きが参議院でもおこなわれて可決されれば予算の成立となる。参議院が30日以内に議決しなかったり、衆議院と参議院の議決が異なったりした場合には、衆議院の議決が優先されるよ。



「衆議院の優越ですか？ 衆議院の議決が優先されるのはそのためでしょうか？」

そのとおりだよ。参議院より先に衆議院から予算の審議がおこなわれるのも同じ理由からだ。

内閣総理大臣の指名（国会の重要な仕事③）

国会の重要な仕事の第三は、**内閣総理大臣の指名**だ。

内閣総理大臣は、国會議員の中から選ばれて、国会の議決で指名されるんだ。指名は衆議院と参議院がそれぞれ記名投票するというかたちでおこなわれる。このとき、衆議院と参議院が異なる人を指名して、両院協議会でも意見がまとまらなかつた場合は、やっぱり衆議院での議決が優先されるよ。そう、「衆議院の優越」^{ゆうえき}が内閣総理大臣の指名にも認められているわけだ。

内閣総理大臣が決ると、内閣総理大臣が国務大臣を任命して、内閣を組織する。内閣は、国会の決めた法律や予算にもとづいて、政治を進めるのが役割だ。

その他の国会の仕事

国会は、内閣が外国と結んだ**条約の承認**^{じょうやくのしのん}もおこなう。

内閣が外国と条約を結んでも、国会が承認しなければその条約は効力を持たないんだ。**国会が承認して、はじめてその条約が効力をを持つこと**になる。条約の承認についても、衆議院の優越が認められているよ。

また、国会は憲法改正の発議することもできるということを学んだのを覚えているかな。衆議院と参議院のそれぞれ3分の2以上の賛成によつて、憲法改正の発議が可能だ。

ほかにも、衆議院と参議院は**国政調査権**^{こくせいいちょうけん}という権利を持っていて、**政治全般について調査**することもできる。証人を議院に呼んで質問したり（証人喚問）、政府に記録の提出を要求したりするよ。

裁判官として仕事の責任を果たしていなかったり、裁判官としてふさわしくない行為をしたりした裁判官を辞めさせるかどうかを判断する彈劾裁判所を設置することも、国会の仕事だ。弾劾裁判所は裁判所で働く裁判官を国会が裁判にかけるというものだ。

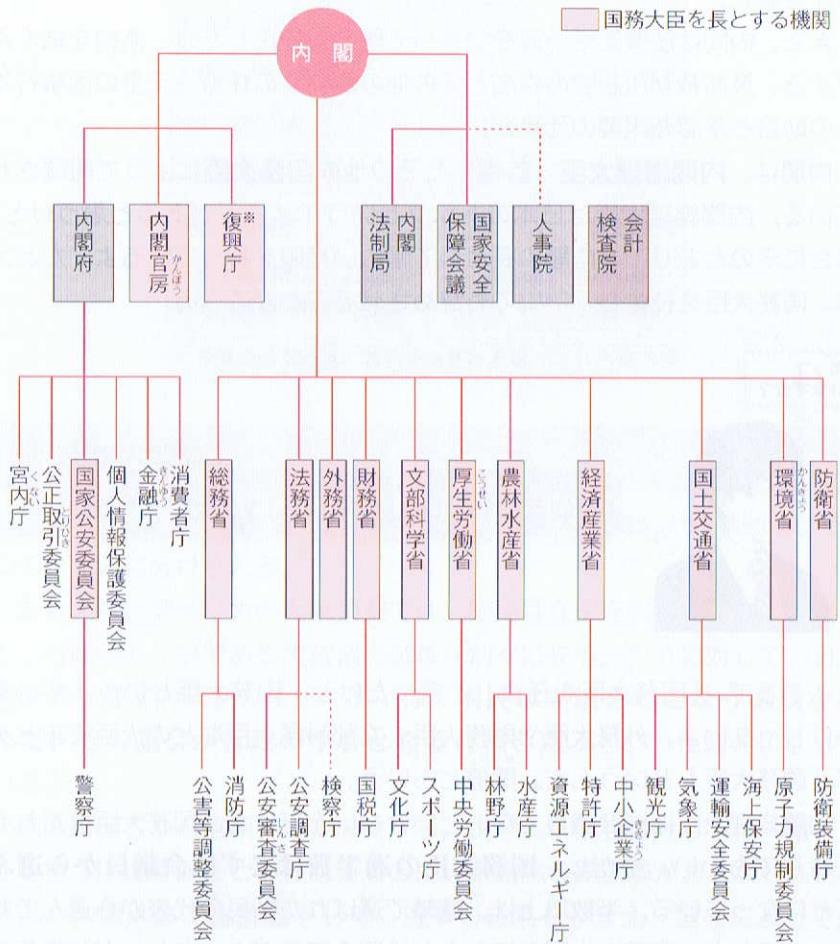
テーマ 27 内閣

内閣とは

内閣の役割は、国会で決められたことを実行することだ。

法律や予算はただ決定するだけでなく、実行する必要がある。そのことを**行政**^{ぎょうせい}という。「政治」を「行う」と書いて「行政」だ。

国の主な行政機関



*設置期限は2030年度末まで

*2021年度中にデジタル庁が新設予定

行政の範囲はとても広くて、景気を安定させたり雇用を確保したりするための経済政策や、道路建設などの公共事業、医療や年金などの社会保障、教育・文化の向上、消費者保護など、僕らの生活のすみずみまでおよんでいるよ。

内閣は国の**最高の行政機関**だ。内閣としての方針は、ニュースなどでは「政府の方針」と表現されるよ。「政府=内閣」というわけだ。

ところで、**行政は国の行政と地方行政の2つに分けられる**。国の行政は、外務省、財務省、文部科学省など11の省や庁、内閣府などの行政機関が分担しておこなっている。内閣はそれらの行政機関を指揮監督するのが仕事だ。

また、内閣は法律案や予算をつくって国会に提出したり、条約を結んだりする。最高裁判所長官の指名とその他の裁判官の任命、天皇の国事行為への助言と承認も内閣の仕事だ。

内閣は、**内閣総理大臣（首相）**とその他の**国務大臣**によって組織されている。内閣総理大臣は日本のトップというイメージがあると思うけど、まさにそのとおりで、内閣の長として幅広い権限を持っているよ。たとえば、国務大臣を任命し、いつでも辞めさせることができる。

知っていますか？



辞めさせることを「罷免」というから知っておいてね。

ところで、「国務大臣を任命」と言ったけど、国務大臣という人がいるわけじゃないよ。外務大臣や財務大臣、文部科学大臣などの大臣をまとめて「国務大臣」というんだ。閣僚ともいう。

内閣総理大臣は国会議員でないといけないんだけど、国務大臣はだれを任命してもいい。ただし、**国務大臣の過半数は必ず国会議員から選ぶこと**になっている。半数以上は、選挙で選ばれた国民の代表から選んでねということだ。実際、内閣のほとんどは国会議員だよ。あと、だれを任命

してもいいといったけど、軍人はダメで、軍人ではない、いわゆる文民でなければならないことになっている。武力を持った軍人に政治を任せて、日本が戦争の道に歩んでしまった歴史からの反省だ。

内閣は**閣議**といって、内閣総理大臣と大臣たちで会議を開く。内閣の会議だから「閣議」ね。この閣議によって行政の運営について決定する。これを閣議決定という。

また、内閣総理大臣は内閣を代表して、行政の各部門全体を指揮、監督する立場にある。自衛隊の最高指揮監督権も持っているよ。

内閣の主な仕事

• 法律の執行	第73条 1
• 外交関係の処理	第73条 2
• 条約の締結	第73条 3
• 予算の作成・提出	第73条 5
• 政令の制定	第73条 6
• 最高裁判所長官の指名と その他の裁判官の任命	第6条②、第79条①、 第80条①
• 天皇の国事行為に対する助言と承認	第3条

議院内閣制

国会（立法）と内閣（行政）の関係は、**議院内閣制**と大統領制という2つの仕組みに分けられる。

たとえば、アメリカの大統領制では、国民は立法をおこなう議会の議員と、行政のトップである大統領の選挙を別々にする。これに対して、日本を含める議院内閣制の多くの国では、**国民は立法をおこなう議員を選んで、その議会が行政の中心となる首相を選ぶ**という仕組みになっているよ。

内閣は国会から信頼されて成立する。だから、国会に対しては一緒に責任を負う。連帯責任といわれるものだ。衆議院の総選挙がおこなわれたときは、内閣は必ず**総辞職**をして、選挙の結果をふまえ、国会によって内閣総理大臣が指名され、新しい内閣がつくられる。

もし内閣の仕事が信頼されるものでなければ、衆議院は内閣不信任の決議をおこなう権限を持っている。参議院にこの権限はなく、衆議院だけが内閣不信任の決議をおこなう権限を持っているよ。内閣不信任というのは簡単に言うと、「総理大臣やめろ～！みんなもそう思うよな～！？」って国会議員に問いかけることだ。内閣不信任決議案は政権を担当していない、衆議院議員の野党から国会に提出されるよ。

そして、内閣不信任決議案に国会議員の半数以上が賛成すると、議決される。議決というのは会議で決定されることだったね。賛成に議決されることを「可決」ともいうから知っておこう。

さて、内閣不信任決議案が可決されると、内閣は総辞職をしなければならない。または、内閣は内閣不信任決議案が可決されてから10日以内に衆議院の解散をして、内閣がこれからも政権を担当していいか、国民に意見を聞くための選挙をおこなうことができる。

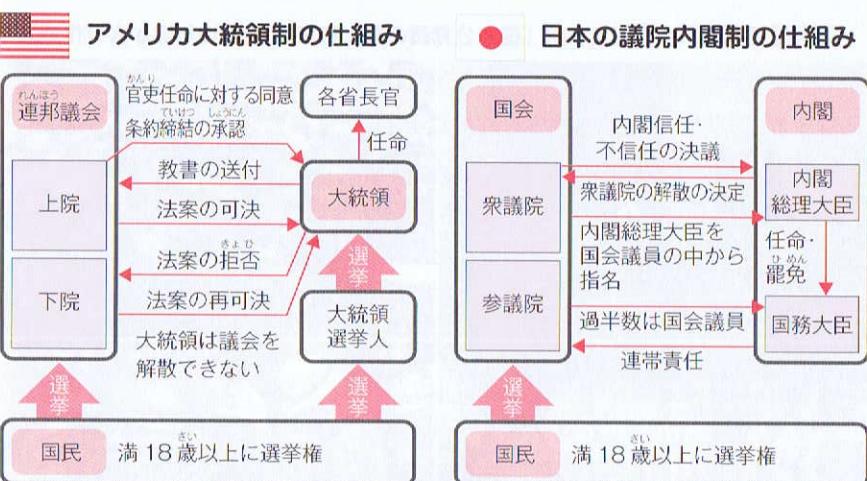
知っていますか？



国会は内閣に対して「内閣不信任案」の決議をおこなうことができる。

内閣は国会の衆議院を解散させることができる。

国会と内閣はたがいにおさえ合うことで、力が集中しないようにバランスが保たれているよ。



行政を実行する公務員と財政

行政の仕事をするには、公務員の働きが不可欠だ。

公務員には、国家公務員、地方公務員、さらには法律系、経済系、公安系、教育系、その他、というように、多数の職種があるよ。公務員は一部の人のためではなく、「全体の奉仕者」として、国民全員のために仕事をすることが憲法で定められているよ。特定のだれかをえこひいきしてはダメだということだ。

また、政府が政策を実施するためには、元手となるお金も必要だ。そのお金の大半は、国民から集めた税金がもとになっているのは知っているね。政府が税金収入を得て、それを予算に従って支出していく経済活動のことを財政というよ。



日本国憲法に見る公務員

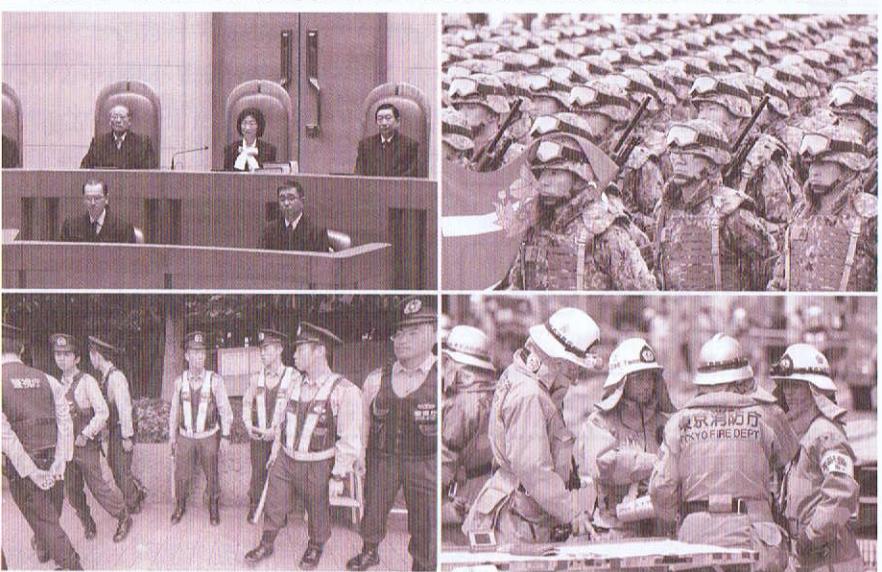
第15条

(2)すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、
一部の奉仕者ではない。

第99条

天皇又は摂政及び国务大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

公務員の種類と数（人事院「国家公務員の数と種類」平成30年ほかより作成）



日本の公務員の数 国家公務員：58.3万人（2018年度）
 ・一般職：28.5万人 ・裁判官など：2.6万人 ・自衛官：24.7万人
 地方公務員：274.0万人（2019年度）
 ・一般行政職：92.3万人 ・警察職29.0万人 ・消防職：16.2万人

行政権の拡大

19世紀半ばまでのヨーロッパやアメリカでは、政府の役割を安全保障や治安の維持など、必要最小限にする「小さな政府」という考え方を中心的だった。

現代では、政府は、人びとの生活を安定させるため、社会保障や教育、雇用の確保など、いろいろな仕事をおこなうべきだという考え方が主流だ。これは「大きな政府」という考え方だ。

この「大きな政府」の考え方にもとづいて、政府の仕事の範囲が広がるにつれて、行政の役割も拡大してきた。

まず、法律や予算を実施する行政本来の仕事が増えて、公務員の人数や財政の規模が大きくなる。また、国会で定められる法律だけでは社会のすべてのできごとに対応できないので、行政が個別の事例に合わせて判断する必要も出てくる。さらに、法律などを決めるときにも、専門的な知識、

技術、情報を持つ行政部、各省庁がかかわることも増えているんだ。

ただ、政府の役割が大きくなりすぎて、いろいろな問題も出てきている。たとえば、民間企業などに任せたほうが質が良く、経費が削減できるはずの仕事まで行政がおこなったり、規則にしばられる公務員が個別の事例に柔軟に対処できなかったりするようなケースが多くなってくる。退職した公務員が、在職中に関係があった企業に優先的に再就職させてもらう「天下り」の問題もよくニュースになっているよね。

そのようなこともあって、日本ではシンプルでむだのない行政をめざす行政改革が進められてきた。公務員の数を減らして、国の事業を廃止したり、民間企業に任せるという民営化を進めたりしている。これまで必要だった許可や認可をなくして、自由に経済活動ができるようにする規制緩和などもおこなわれているよ。

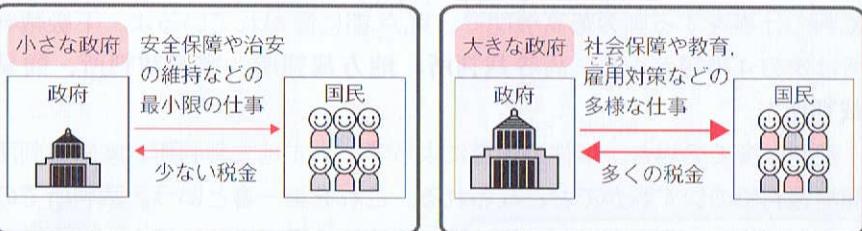


規制緩和？ なんだか難しい四字熟語ですね……。

簡単にいうと、今まであったルールをなくして自由にすることだよ。

たとえば、以前のガソリンスタンドでは、従業員による給油が義務づけられていたけど、運転する人が自分で給油できるセルフ式ガソリンスタンドができしたことや、資格を持つ人がいれば、コンビニエンスストアでも薬を販売できるようになったことなどだ。

「小さな政府」と「大きな政府」



テーマ

28 裁判所

社会生活と法

社会の中で多くの人たちが生活していくためには、社会の決まりごとが必要だ。法は、そのような決まりごとのなかのひとつだ。

法には、憲法、法律、条令など、いろいろな種類がある。法は僕らの権利を守り、社会の秩序を保っている。

また、法は社会生活の中での争いや犯罪を裁く基準にもなっている。社会では、人びとの間で利害や感情がぶつかって、争いが起こったり、事故によってけが人や死者が出たり、強盗や傷害のような犯罪が起こったりしている。そこで、これらの問題を解決するために、客観的にはつきりしている法をあらかじめ定めておいて、それに従って決着をつけることになる。

律令という古代の法律制度があつたことを歴史で学んだよね。法は古くから国の方針を決める重要なものだったんだ。

司法と裁判所

法にもとづいて争いを解決することを司法（裁判）という。その仕事を担当するのが裁判所だ。司法の中心となる裁判をおこなう権利である、司法権を持っているのが裁判所だ。

裁判所は最高裁判所と下級裁判所とに分かれている。最高裁判所は、裁判の仕事をする国最高機関で、東京都に置かれているよ。下級裁判所は次の4種類がある。高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所だ。

裁判は多くの場合、事件の内容によって、まず地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所のいずれかでおこなわれる。これを第一審といふ。裁判所での決定を判決といふんだけど、第一審の判決に納得できない場合、上級の裁判所で第二審を求めることができる。このことを控訴するといふ。

第二審でも納得できなければ、さらに上級の裁判所で第三審を求めるこ

とができる。これを上告という。

このように、ひとつの事件について3回まで裁判を受けられることを三審制といふ。これは、人権を守るために裁判を慎重におこなって、裁判のまちがいを防ぐための仕組みだ。

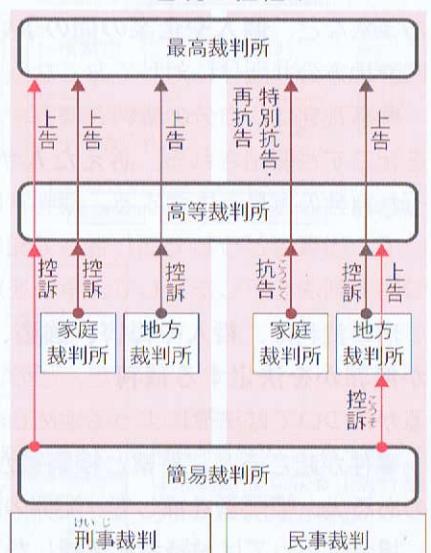
裁判所の種類

種類	おこなわれる裁判	所在地
最高裁判所	高等裁判所から上告された事件をあつかい、三審制で最後の段階の裁判をおこなう。	1か所（東京都）
下級裁判所	高等裁判所や家庭裁判所などから控訴された事件などをあつかい、主に第二審の裁判をおこなう。	8か所
	一部の事件を除く第一審と、簡易裁判所から控訴された民事裁判の第二審の裁判をおこなう。	50か所（各都府県に1か所、北海道は4か所）
	家庭内の争い（家事事件）の第一審となり、また、少年事件などをあつかう。審理は原則として非公開。	
	請求額が140万円以下の民事裁判と、罰金以下の刑罰に当たる罪などの刑事裁判の第一審の裁判をおこなう。	全国438か所

高等裁判所の位置



三審制の仕組み



司法権の独立

裁判は、正しい手続きによって公正中立におこなわれる必要がある。野球やサッカーの審判と同じように、裁判所や裁判官も公正、中立の立場でなければならない。そのための原則として、**司法権の独立**というものがある。これは、国会や内閣は裁判所に口出しだすのはダメで、裁判では裁判官は自らの良心に従って、憲法と法律だけに拘束されるという原則が、憲法によって定められているよ。

だから裁判官は、心身の故障、国会の弾劾裁判、最高裁判所の裁判官に対する国民審査によって辞めさせられる場合などを除いて、在任中の身分が守られているんだ。

テーマ 29 裁判の種類と人権

民事裁判と刑事裁判

裁判には、**民事裁判**と**刑事裁判**がある。

民事裁判は、貸したお金を返してもらえないとか、建てた家に欠陥があつたなど、**個人や企業の間の争いについての裁判**だ。民事裁判のうち、国や地方公共団体に対しておこなう裁判は「行政裁判」と呼ばれるよ。

民事裁判は、自分の権利を侵害されていると考える人が、裁判所に訴えを起こすと開始される。訴えた人が**原告**、訴えられた人が**被告**で、それぞれ自分の意見を主張する。裁判官は原告と被告の両方の言い分をよく聞いて、当事者どうしで話し合って和解するようにうながしたり、法にもとづいて判決を下したりして、争いを解決するわけだ。

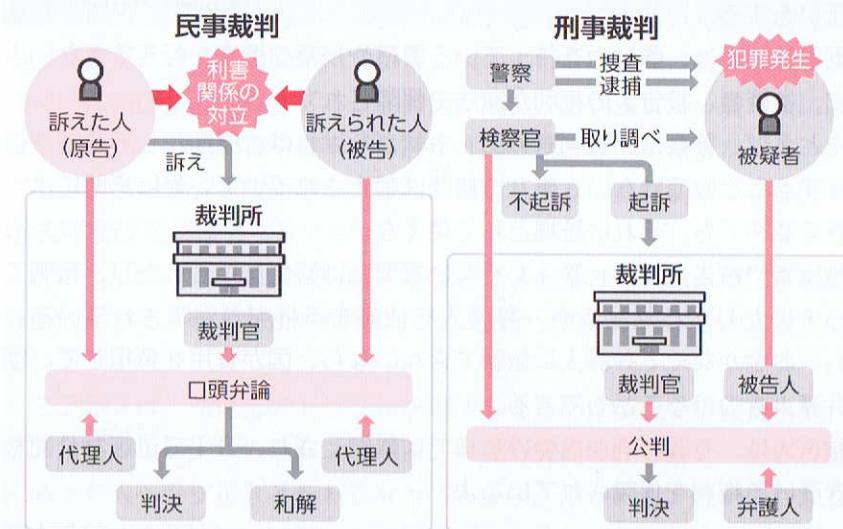
刑事裁判は、**殺人や傷害、強盗、詐欺などの犯罪行為について有罪か無罪かを決定する裁判**だ。どのような行為が犯罪になって、処罰されるかについては法律によって定められている。

事件が起こると、警察と**検察官**が協力して捜査して、罪を犯した疑いのある人、**被疑者**を探して、犯罪の証拠を集め。

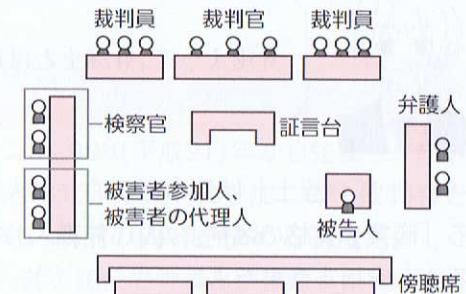
場合によっては被疑者を逮捕したり、拘置所に閉じこめたりする。検察

官は、被疑者が罪を犯した疑いが確実で、刑罰を与えたほうがよいと判断すると、被疑者を**被告人**として裁判所に訴える。これを起訴というよ。

裁判官や、国民から選ばれた裁判員は、被告人が有罪か無罪かを決め、有罪の場合は裁判官によって刑罰が言い渡されるという流れになっている。



裁判の流れと
想定される裁判員裁判での様子



主な刑罰の種類

死刑	生命をうばう
懲役	刑務所に収容・監禁して、労働させる（1か月以上20年未満の有期か、期間の定めのない無期）
禁錮・拘留	刑務所に収容・監禁する（禁錮は1か月以上20年未満の有期か無期、拘留は1日以上30日未満）
罰金・科料	お金を国に納める（罰金は1万円以上、科料は1000円以上1万円未満）

刑罰が言いわたされても一定期間罪を犯すことなく過ごせば刑罰がなくなる「執行猶予」がつくことがある

裁判と人権保障

民事裁判でも刑事裁判でも、裁判では法律や裁判の手続きなどの専門的な知識が必要だ。だから、一般的には、弁護士が原告や被告、被告人のお手伝いをする。

刑事裁判では、強い力を持っている警察や検察の捜査が行きすぎないように、被疑者、被告人の権利が憲法で保障されている。

たとえば、警察は、裁判官の出す令状がなければ、原則として逮捕や捜索することはできない。また、拷問は禁止されていて、仮に拷問によって罪を認めても、それは証拠として使えない。

被疑者や被告人には、答えたくない質問には答えを拒否したり、裁判で黙っていたりする黙秘権や、**弁護人**を依頼する権利が保障されている。もし、お金がなくて弁護人に依頼できないなら、国が費用を負担して、国選弁護人をつけることもできる。

被告人は、有罪の判決を受けるまでは無罪とされ、公平で迅速な公開裁判を受ける権利を保障されているよ。



弁護人って、弁護士とは違うのでしょうか？

うん、「弁護士」は刑事裁判の弁護人や民事裁判の代理を仕事にしている「職業・資格の名前」だ。「弁護人」は刑事裁判で「被告人の弁護をする人」を指す言葉だよ。

弁護人には原則として弁護士しかなければならないんだけど、簡易裁判所の刑事裁判は弁護士でなくても弁護人になれる。地方裁判所の刑事裁判は弁護士である弁護人が別にいれば、弁護士でない弁護人をつけることも可能ということになっているよ。

テーマ

30 司法制度改革

司法制度改革

これまで、日本での裁判について、次のような改善点が指摘してきた。
①裁判に時間がかかりすぎる、②費用が高い、③判決文が一般の人にはわかりにくい、④裁判官や検事・弁護士の人数が少ない、などだ。

このような状況を改めて、人びとが利用しやすい裁判制度にするために、**司法制度改革**が進められてきた。

たとえば、だれでも司法に関するサービスを受けられるようにすることを目的として、日本司法支援センター（法テラス）が日本各地に設立されている。

法テラスは、法律上のトラブルを解決するために役立つ情報提供や、お金の余裕がない人への無料法律相談、弁護士費用の立てかえ、犯罪の被害にあった人への支援などをおこなっているよ。ほかにも、裁判にかかる時間を短縮するために、いろいろな制度がつくられている。

裁判員制度

司法制度改革の大きな柱のひとつが2009(平成21)年から始まった**裁判員制度**だ。これは、国民が**裁判員**として刑事裁判に参加して、**裁判官**といっしょに**被告人の有罪・無罪や、刑罰の内容を決める制度**だ。

この裁判員制度は、刑事裁判に一般の国民の常識とかけ離れた判決があるなどの批判があって、**裁判に国民の視点や感覚を反映させることを目的**として導入されたんだ。

裁判員制度の対象となるのは、殺人や強盗致死傷などの重大な犯罪についての刑事案件で、裁判員が参加するのは地方裁判所でおこなわれる第一審だけだ。裁判員は、満20歳以上の国民の中から、くじなどによって選ばれる。重い病気や家族の介護などの理由を除いて、裁判員になることを辞退できることになっているよ。

裁判員は裁判官といっしょに、事件について経験したことを話す証人や

ひごく 被告人の話を聞いたり、証拠を調べたりする。そのうえで、評議といって裁判官と話し合い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑罰にするかを決める。このことを評決というよ。

国民が刑事裁判に参加することによって、裁判の内容や進め方に国民の視点や感覚が反映されるようになるし、司法に対する理解と信頼が深まることが期待されているんだ。

裁判員制度による裁判の手続き



取り調べの可視化と被害者参加制度

「えん罪」とは、罪を犯していないのに犯罪者として罰せられることだ。罪を無理やり認めさせるなどの行きすぎた捜査が原因でえん罪が生まれ、いったん有罪の判決を受けた人がやり直しの裁判、再審によって無罪になった例もある。

そこで、正しい捜査がおこなわれたかどうかをあとで確認できるように、警察や検察では、取り調べの一部を録画・録音するという、「取り調べの可視化」が始まっている。可視化とは、見て確認することができるようになるという意味だよ。

また、刑事裁判が被害者の気持ちを十分考えておこなわれることも大切だ。このため、一部の事件では、被害者が被告人や証人に質問できる、被害者参加制度などが設けられている。

少しごわいく 被害者参加制度

犯罪事件の被害者の希望によって、刑事裁判に参加できるという制度です。2008年に一部の重大事件の裁判に導入されました。この制度を使うと、証人や被告人に質問をおこなうことができます。被害者保護を目的とした制度ですが、被害者の参加が判決に影響を与えるのではないか、と心配する声もあります。

テーマ 31 三権の関係

三権分立

これまで学んできたように、日本の政治は、立法権を持つ国会、行政権を持つ内閣、司法権を持つ裁判所の、3つの機関を中心におこなわれている。日本は、国の権力を3つに分けて、それぞれ独立した機関に役割を担当させる三権分立という仕組みを採用しているんだ。この三権分立によって、国の権力がひとつの機関に集中するのを防ぎ、国民の自由や権利が守られているんだよ。

また、立法、行政、司法の三権はたがいに力が大きくなりすぎないよう
にバランスを保つ関係にある。ジャンケンのグー、チョキ、パーのような
関係で、どれかひとつの力が大きくならないような仕組みになっている。

■ 国会

国会は内閣に対して内閣総理大臣を指名して、衆議院は内閣不信任決議をおこなうことができる。これは国会が内閣を抑制する仕組みだ。裁判所に対しては、^{だんがい} 弹劾裁判所を設けて、問題のある裁判官を辞めさせることができたよね。これは国会が裁判所を抑制する仕組みだ。

■ 内閣

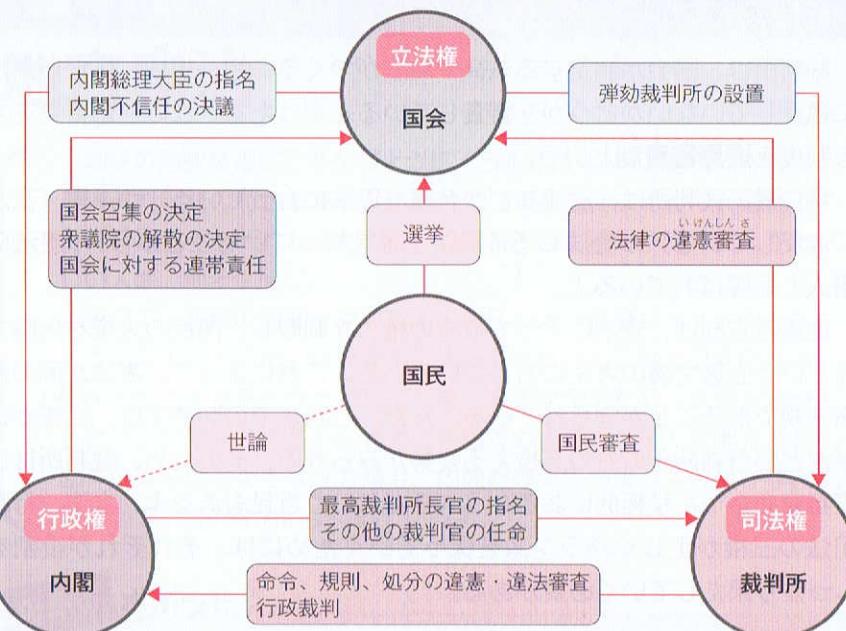
内閣は国会に対して、国会の召集を決定して、衆議院の解散をおこなうことができる。これは内閣が国会を抑制する仕組みだ。裁判所に対しては、最高裁判所長官を指名して、その他の裁判官を任命する権利がある。これは内閣が裁判所を抑制する仕組みだ。

■ 裁判所

裁判所は国会に対して、国会が定めた法律に対する違憲審査をおこなう。^{いけんしんさ} 違憲審査とは、法律が憲法に違反していないかを審査することだよ。これは裁判所が国会を抑制する仕組みだ。内閣に対しては、行政機関が定めた命令、規則や行政処分の違憲・違法審査や行政裁判をおこなう。違法審査というのは……、もうわかるね。そう、命令や規則が法律に違反していないかを審査することだね。これは裁判所が内閣を抑制するための仕組みだ。

そして、じつは国民も三権を抑制しているよ。国会に対して、国民は選挙で国會議員を選ぶことで、主権者として国会をコントロールしている。内閣に対しては、^{せろん} 世論をとおして政策に影響を与えていたり、^{えいきょう} その他の政治的手段を用いて内閣の政策を監視したりする。裁判所に対しては、最高裁判所の裁判官が適切かどうか^{しんさ} 国民審査をおこなっている。

三権の抑制と均衡の関係



国民審査

最高裁判所の裁判官は、就任後に初めておこなわれる総選挙と、前回の審査から10年後の直近の総選挙ごとに、満18歳以上の国民の投票によって審査されます。とは言っても、裁判官のマスコミ報道は少ないこともあり、国民の関心は低く、国民審査によって辞めさせられた裁判官はまだいません。

地方自治

地理の勉強を通じて学んだように、日本には47の都道府県があつて、それぞれの特色がある。気候や人口構成も異なるので、地域ごとの課題もそれだった。だから、地域の課題を解決するのにふさわしい人は、地元住民だ。

そこで、地域の課題を解決して、住民がより快適な生活ができるようになるためには、住民自身によって運営される地方公共団体の働きが大きく生活にかかわってくる。条例を定めたり、高校を設置したり、公園をつくるのも地方公共団体の役割だ。そんな地方公共団体には国会のような地方議会、内閣総理大臣のような首長が存在していて、国の政治によく似ているよ。

この章のポイント!

「地方自治」のキーワード

- ① 地方自治
- ② 地方公共団体
- ③ 地方議会
- ④ 二元代表制

理解を深めるエッセンス★☆

地方公共団体は、地方自治によって地域に住む住民がよりよい生活をするための仕事をしている。地方公共団体のトップを「首長」という。

テーマ

32 地方自治と生活

地方自治とは

僕らの日々の暮らしは、ふだんあまり意識しないけど、それぞれが住んでいる地域の社会にもとづいている。また、各地域の課題は、気候や人口構成などによっても異なる。

違憲審査制

裁判所は、国会が制定する法律や内閣がつくる命令、規則、処分が憲法に違反していないかどうかを審査しているんだったね。この違憲審査をする制度を**違憲審査制**という。

特に最高裁判所は、法律などが合憲（憲法に合っている）か違憲（憲法に違反している）かを決める最終決定権を持っていることから、「**憲法の番人**」と呼ばれているよ。

違憲審査制は、憲法によって政府の権力を制限し、国民の人権を保障するという立憲主義の考えにもとづいている。これによって、憲法が国の最高法規であることが守られている。ただ、これまでの判決では、合憲か違憲かという判断そのものを控える姿勢がみられる。そのため、裁判所は違憲審査をもっと積極的におこなうべきだという意見もあるよ。立法、行政、司法の三権が正しくバランスを保っていくためには、それぞれが役割をしっかり果たしていく必要がある。